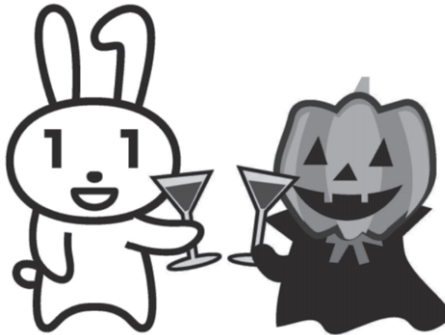


# マイナンバーカードの申請しましたか



ねーねー知ってる？  
マイナンバーカードって  
さあ、健康保険証になるん  
だよ  
ますます必要なものにな  
るやないか〜い!



うんうん聞いた聞いた  
お医者さんや薬局で  
ピッとかざすだけでいいん  
でしょ  
スッゴイ便利じゃん  
ルネッサンス!!

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

就職や転職、引っ越し、社会保険から国民健康保険への切り替えなどの際、新しい健康保険証の発行を待たずに保険者での手続きが完了次第、マイナンバーカードで受診できます。

出張先や旅行先、特に災害時など、健康保険証が手元に無い時は**マイナンバーカードさえあれば大丈夫!**

また、マイナポータルサイトを活用して、ご自身の医療費情報をオンラインで確認・取得することで、確定申告での医療費控除では医療機関等の領収書が無くても手続きができるようになります。

ますます便利になるマイナンバーカード! **ご家族全員分の申請をお急ぎください。**

申請は、スマホで交付申請書のQRコードを読み取って、メールアドレスや氏名・生年月日などを入力して、顔写真を添付して送信するだけです。

**役場住民課にお越しいただいてもOK。写真撮影から申請まで全部無料で住民課職員が行います。5分程度で済みますので、赤ちゃんからお年寄りまで、ご家族全員申請しにお越しく下さい。**

平日にご都合が悪い場合は、休日受付窓口をご利用ください。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、**事前に利用登録の手続きをする必要があります。**

利用登録は、お近くのセブン銀行ATMか、ご自身のスマホ・PCで行ってください。必要なものは、マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書(暗証番号(数字4ケタ)です。(スマホ・PCからの場合は、マイナポータルアプリをインストールしてください。PCはICカードリーダーも必要です。)

## 10月のマイナンバーカード休日受付窓口

**とき 10月24日(日)午前9時~正午**  
**ところ 役場住民課窓口**



**休日受付窓口でのマイナンバーカードの受け取りは、来庁者が多数のため長時間の待ち時間が生じることをあらかじめご了承ください。**

※**携帯電話をお持ちください。**新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、準備が整うまでの間は  
庁舎の外でお待ちいただき、**準備が整い次第、順次電話でお呼び出します。**

※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。

**問合せ先** 役場 住民課 内線121・174